

## 第1章 総則

### 第1条 (サービス利用約款の適用)

Sansan 株式会社 (以下「当社」という) は、本サービス利用約款 (以下「本利用約款」という) を定め、これにより Sansan Seminar Manager (以下「本サービス」という) を提供します。

### 第2条 (定義)

本利用約款で使用する文言の定義は、以下に定める通りとなります。

- (1) お客様: 本利用約款第5条2項に従い、本サービスの利用について当社との間で契約を締結する者
- (2) 利用契約: 本サービスの利用について当社とお客様との間で締結される契約
- (3) 申込者個人情報等: お客様が開催するイベントにつき参加者等から本サービスを通じて入力される個人情報、本サービスを通じてお客様が提供を受けるオンライン名刺、その他お客様が本サービスを通じて提供を受ける個人情報等

### 第3条 (サービス概要)

1. 本サービスは、当社独自のアプリケーションにおいて、お客様の開催するイベント等の運営、開催、情報管理、及びこれらに付随する事項に関する支援を行います。
2. 当社は、本サービスを通じて、その他各種付加サービスを提供します。

### 第4条 (本利用約款の変更)

当社が本約款の内容を変更する場合には、変更後の内容及び変更の効力が発生する日について、予め本サービスの Web サイトその他当社が適当と判断した媒体上に表示いたします。また、当該変更後も引き続き本サービスを利用されたことにより、当該変更に関する同意があったものとみなされます。

## 第2章 利用契約

### 第5条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用を申し込む者は、当社が提出する本利用約款と見積書等(以下「見積書」という)に対して当社指定のサービス申込書に必要事項を記載し、当社に提出します(以下見積書及びサービス申込書をあわせて「申込書」という)。また、お客様は当社が本サービス提供にあたり必要となる情報(以下「登録情報」という)を遅滞なく当社に提供するものとします。
2. 本サービスは、お客様が申込書を当社に提出した時点をもって利用契約が成立します。尚、当社が当該申込みの後2週間以内に異議を述べた場合、利用契約は、申込み時点に遡りして無効となります。
3. 本利用約款につき、見積書に特段の定めがある場合は、見積書に記載した内容が、本利用約款に優先します。
4. 本サービスは、当社がサービスの開始を通知した時点 (以下「利用開始日」という)をもって利用開始とします。
5. お客様が機能等を追加する場合は、当該分の利用開始をもって利用契約に追加され、その内容は、当社が発行する請求書に反映されます。

### 第6条 (登録情報)

当社は、登録情報を元に本サービスを提供します。登録情報が誤っている等の理由により本サービスの提供ができない場合は、当社はその責を負いません (この場合でもサービス料金は発生します)。

### 第7条 (サービス料金)

1. サービス料金は見積書記載 (但し、追加契約は請求書に記載。以下同じ) の通りです。お客様は、見積書記載の金額を利用開始日又は契約更新日の月末締め翌月末一括現金で支払うものとします。見積書記載の所定の金額を超えて発生した従量費用については、発生月の月末締め翌月末現金払いとなります。尚、振込手数料、並びに消費税及び地方消費税 (以下、消費税と地方消費税を合わせて「消費税等」という) はお客様が負担するものとします。契約期間中に消

費税等の変更があった場合には、変更後の契約期間については変更後の税率が適用されます。

2. 月額利用料金の課金は、利用開始日からとします。
3. お客様は、本条に定められたサービス料金の支払を1回でも滞った場合、又は本利用約款第9条各号に定める事由に該当した場合は、利用契約上のすべての期限の利益を失い、即時にすべてのサービス料金を支払うものとします。
4. お客様は、お客様が日本国外のために当該地の法令等により当社に課税される場合等、日本の法令等におけるのと異なる税金の負担が発生する場合、その税金はお客様の負担とします。また、日本国外への配送費等が発生する場合もお客様の負担とします。

### 第8条 (契約期間)

1. 利用契約の有効期間は、利用開始日の属する月の月初から1年間とします。但し、期間満了の30日前までにお客様又は当社からの書面による更新拒絶又は契約条件の変更等の申し出が無い場合、利用契約は期間満了時点と同じ条件で更に1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。尚、追加契約の場合は、追加前の利用契約の契約期間が適用されます。
2. お客様は、利用契約につき、契約期間内に解約することはできません。お客様の都合で解約又は一部解約が発生した場合、解約料として当社が認めた解約日の翌日から本来の契約期間満了までのサービス料金を当社に支払うものとします。既に支払済であればそれを充当するものとし、不足分あればその分を別途支払います。
3. お客様は、利用契約の成立後から利用開始日までの間に、お客様の都合により利用契約を解約する場合は、月額費用の1ヵ月分をキャンセル料として当社に支払うものとします。
4. 当社は、当社において本サービスの継続が困難な状況が生じた場合は、60日前までに書面による解約の申し入れを行うことにより、利用契約を解約することができます。

### 第9条 (契約の解除)

前条の定めに関らず、お客様及び当社は、相手方に以下に掲げる各号の何れかの事由に該当したときは、直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約の定めに違反したとき
- (2) 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はこれに類する事態が生じたとき
- (3) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき (第三債務者としての場合を除く)
- (5) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続、特別清算手続等の倒産処理手続 (利用契約締結後に改定若しくは制定されたものを含む) の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受け若しくは自らこれらの申立をしたとき
- (6) 合併によらずして解散したとき
- (7) 第20条の確約に違反したとき
- (8) その他、個別業務の遂行が困難になるおそれありと判断する相当の事由が生じたとき

### 第10条 (契約終了の効果)

契約期間満了、解約又は解除となった場合、お客様は当社の指示に従い、本サービスを通じて取得した申込者等個人情報等の全てを速やかに廃棄又は消去しなければならないものとします。

## 第3章 本サービスの利用

### 第11条 (お客様による申込者等個人情報等の利用)

1. お客様は、申込者等個人情報等について、自らの責任において利用目的の公表又は本人に対する通知を行うものとします。
2. お客様は、自らの責任において申込者等個人情報等を利用するものとし、利用企業による申込者等個人情報等の利用につき、当社は一

切の責任を負わないものとします。

を用いる行為、風説・偽計・威力を用いて会社の信用を毀損し又は会社の業務を妨害する行為、反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為、反社会的勢力への利益供与等その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

#### 第12条 (本サービスの一時停止)

当社は、本サービスを維持するために当社のシステム又はネットワーク等の保守を定期的又は緊急に行う場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社の判断により本サービスの全部または一部を中断または停止することができるものとし、かかる中断若しくは停止またはこれに基づく本サービスの提供遅延によって利用企業、イベント主催者、イベント申込者等その他の第三者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条 (損害賠償)

お客様及び当社は、利用契約の定めに従ったことにより相手方に損害を与えた場合、通常且つ直接の範囲内を上限として、当該損害を賠償します。

#### 第13条 (事例の公開)

当社は、お客様からの特段の申し入れのない限り、お客様の会社名を当社導入企業として公開することができるものとします。

#### 第22条 (免責)

1. 当社は、いかなる場合も、お客様が本サービスの利用に起因して被った逸失利益、間接損害、懲罰的損害、その他の特別損害につき、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを現状有姿で提供するものとし、本サービスの内容の追加、変更、又は本サービスの停止、終了によって利用企業に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの完全性、正確性、確実性、有用性、可用性等明示的か黙示的に関わらず、いかなる種類の保証も行わないものとします。
4. 当社は、お客様による本サービスの利用が適用法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではなく、利用企業は、本サービスを利用することが利用企業に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。
5. 本サービスに関連して、利用企業と申込者等その他の第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、利用企業の責任と費用で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。万一、当社が当該第三者から損害賠償等の支払いを求められた場合には、当社は利用企業に対し、かかる賠償金及びその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費の支払いを求めることができるものとします。

### 第4章 一般条項

#### 第14条 (機密保持)

お客様及び当社は、相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の機密情報を機密に取り扱うものとします。尚、本サービスの契約条件も機密情報とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 既に保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
- (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

#### 第15条 (遅延損害金)

お客様は、利用契約に基づく債務の弁済を怠ったときは、弁済すべき金額に対し適用される法令に定める利率の割合による遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

#### 第16条 (権利の譲渡)

お客様及び当社は、相手方による事前の書面による承諾を得ることなく利用契約上の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。

#### 第23条 (不可抗力)

当社は、天災、台風、地震、停電、火事、労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による条例、規則、通達、行政指導その他の指導、電気通信事業者その他の第三者が提供するサービスに起因する問題、輸送機関の問題又は合理的な範囲内で管理の及ばない事柄などの不可抗力による利用契約上の債務不履行又は債務履行の遅延につき何ら責任を負わないものとします。

#### 第17条 (財産権の帰属)

利用契約の履行にあたり当社がお客様に提供したソフトウェア、ハードウェアその他の物品に関する所有権・著作権・商標権・特許権その他一切の権利は、本利用約款において別段の定めのある他、全て当社に帰属するか、又は当社が権限を有する第三者より正当な権利を取得しているものであり、お客様は、いかなる場合であってもかかる権利を一切取得しません。

#### 第24条 (準拠法・管轄裁判所)

1. 本利用約款の準拠法は、日本法とします。
2. 本サービスに関する訴訟については、その請求額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条 (再委託)

1. 当社は、本サービスの一部の作業を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は委託先に対して、利用契約と同等の義務を負わせ、一切の責任は当社に帰属します。
2. 当社は、本サービスのサーバー運用等の業務につき、データセンター事業者に委託を行う場合があります。

#### 第19条 (監査)

お客様は、当社が利用契約を履行していることを確認するために、事前に監査手順に合意することを条件に、当社への立ち入り検査を実施できるものとします。

#### 第20条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様及び当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力

以上

Sansan Seminar Manager  
サービス約款[20200925]  
スマート受付 特約書

第1条 (本オプションの概要)

当社はおお客様に対し、「スマート受付」オプションサービス（以下「本オプション」という）を利用するために必要となるものとして当社が別途定める以下の機器等一式（以下「受付セット」という）の提供を契約内容に応じて行います。

名称	数量
iPad	
本体	1
Lightning - USB-C ケーブル	1
USB-C 電源アダプタ	1
iPad 設置台	
本体	1
iPad 固定用特殊ドライバー	1
撮影用マット	1
ワイヤーロック	1
モバイルルータ（希望者のみ）	
本体	1
電池パック	1
AC アダプタ	1
microUSB ケーブル	1
収納バッグ	1

第2条 (本オプション利用料金)

本オプションの利用料金及び支払い条件は、見積書記載の通りとします。

第3条 (本オプションの利用契約)

1. 本オプションの利用期間は、当社が本オプションの利用開始を通知した時点又はお客様が受付セットを受領した時点をもって開始するものとします。

2. 本オプションは、Sansan Seminar Manager サービス（以下「本サービス」という）のオプションとして提供されるものであり、本サービスの利用契約が契約の解除、契約期間の満了その他の理由で終了した場合には、本オプションの利用期間についても終了するものとします。

#### 第4条 （受付セットの受領）

1. お客様は、受付セットの受領後、受付セットに同梱された取扱説明書に従い、受領から3日以内に動作確認、設定等を行うものとし、万が一受付セットに不備があった場合には、速やかに当社が別途定める方法にて当社に通知するものとします。
2. お客様が前項の定めに従わなかったことにより受付セットを利用できなかったことによりお客様に損害が生じた場合、当社はその一切につき責任を負わないものとします。

#### 第5条 （受付セットの利用等）

1. お客様は、受付セットを善良なる管理者の注意義務をもって利用及び保管するものとします。
2. お客様は、受付セットをインターネットに接続可能な環境に設定します。但し、通信機器オプションを利用する場合は、本項は適用されないものとします。
3. お客様は、受付セットを本オプションの利用目的のみに利用し、その他の目的のために利用しないことに同意するものとします。
4. お客様は、受付セットにつき、当社の承諾なしに変更又は改変等を行ってはならないものとします。
5. お客様は、お客様の責に帰すべき事由により受付セットを滅失、毀損、減量又は変質等した場合には、これにより当社に生じた損害を賠償するものとします。

#### 第6条 （障害時の対応）

1. 受付セットの不具合につき、当社の判断により機器の入れ替え等を行う場合は、お客様は、当社が送付した受付セットを設置し、不具合のある受付セットを当社に返送するものとします。
2. 受付セットに対して、当社の承諾なく変更・改変等が行われている場合は、受付セットの動作は保証されません。

#### 第7条 （受付セットの返却）

1. お客様は、本オプション利用期間の終了後、当社が別途定めるところに従い、受付セットに含まれる機器に保存された情報の消去（以下「情報の消去等」という）その他必要な措置を行った上で、3日以内に、当社が指定する方法で受付セットを返送するものとします。
2. お客様による情報の消去等に不備があったことによりお客様に損害が生じた場合、当社に故意又は重過失ある場合を除き、当社はその一切の責任を負わないものとします。